

京都市児童館及び学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年12月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 49 号

京都市児童館及び学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市児童館及び学童保育所条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 第2条第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第2項中「指定管理者が必要と認める書類」とあるのは「当該理由を証する書類」と、「利用の許可を受けようとする者」とあるのは「利用料金の減額又は免除を受けようとする者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)